

岩美町若者世代Uターン奨励金 対象者確認フロー【住民票の異動を伴う方】

Q1 岩美町の住民登録※1日から1月以内又は鳥取県外の高校等※2を卒業、中退した日から1年以内ですか？

No

申請期限の住民登録日から1月又は卒業、中退した日から1年経過した場合は対象になりません。

Yes

Q2 転勤、研修等による転入ではなく、岩美町の住民登録日又は高校等を卒業、中退日から3年以上定住する意思がありますか？

No

一時的な転入又は、3年以上定住する意思がない場合は対象となりません。

Yes

Q3 岩美町出身者である者の内、次の(1)又は(2)のいずれかに該当しますか？

No

Q3 (1)、(2)に該当しない方は対象になりません。

(1) 転出後1年以上経過した者が含まれる①又は②の世帯

① 夫婦※3のいずれかが39歳以下

② 2人以上転入者のいずれかが18歳以下

(2) 39歳以下であり、鳥取県外の高校等を卒業、中退日から1年以内

Q3(2)
Yes

Q3(2)に該当する卒業生等
奨励金10万円

Q3(1) Yes

Q4 1年以内に本奨励金の対象となっていない住所地ですか？
※1年以内に対象となった住所地がある場合対象になりません。

Yes

Q4に該当しない世帯
奨励金20万円

* 住民登録日から1月以内に申請をしてください。

* 奨励金の支給は申請内容を審査の上、決定します。

* 奨励金を交付後、3年未満に転出する場合は奨励金返還の対象となります。

※1…住民基本台帳に登録されること。

※2…学校教育法に定める高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校、大学のこと。

※3…夫婦は民法に定める婚姻届が受理された者のこと（住民基本台帳法の記載方法として

「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載する内縁の夫婦を含む。）